

令和3年12月定例会
(2021年)

議案書②

11月29日提出

【条例】

市議案第105号

豊中市市民投票条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市市民投票条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方自治法施行令の改正に準じ、市民投票の実施の請求に係る署名簿への押印を要しないこととするため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市民投票条例の一部を改正する条例

豊中市市民投票条例（平成20年豊中市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(署名の収集の方法等)</p> <p>第6条 請求代表者は、署名簿に市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求権を有する者に対し、署名<u>及び押印</u>を求めなければならない。</p> <p>2 請求代表者は、請求権を有する者に委任して、前項の署名簿に署名<u>及び押印</u>を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名<u>及び押印</u>を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による署名<u>及び押印</u>は、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内でなければ、これを求めることができない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(署名の証明、審査名簿の調製、署名簿の縦覧及び異議の申出)</p> <p>第7条 請求代表者は、署名簿に署名<u>及び押印</u>をした者の数が第5条第3項の規定により告示された請求権を有する者の総数の6分の1以上の数になったときは、前条第3項に規定する期間が満了する日の翌日から5日を経過する日までに、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市長に提出し、これに署名<u>及び押印</u>をした者が第3項に規定する審査名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。</p>	<p>(署名の収集の方法等)</p> <p>第6条 請求代表者は、署名簿に市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、請求権を有する者に対し、署名を求めなければならない。</p> <p>2 請求代表者は、請求権を有する者に委任して、前項の署名簿に署名を求めることができる。この場合においては、委任を受けた者は、市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに署名を求めるための請求代表者の委任状を付した署名簿を用いなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による署名は、前条第2項の規定による告示があった日から31日以内でなければ、これを求めることができない。</p> <p>4 (省 略)</p> <p>(署名の証明、審査名簿の調製、署名簿の縦覧及び異議の申出)</p> <p>第7条 請求代表者は、署名簿に署名をした者の数が第5条第3項の規定により告示された請求権を有する者の総数の6分の1以上の数になったときは、前条第3項に規定する期間が満了する日の翌日から5日を経過する日までに、署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括したもの）を市長に提出し、これに署名をした者が第3項に規定する審査名簿に登録された者であることの証明を求めなければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2～8 (省 略)</p> <p>9 市長は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに、署名簿に署名<u>及び</u>押印をした者の総数及び有効と決定した署名（以下「有効署名」という。）の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供しなければならない。</p> <p>10～13 (省 略)</p> <p>(署名<u>及び</u>押印の取消し)</p> <p>第8条 署名簿に署名<u>及び</u>押印をした者は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名<u>及び</u>押印を取り消すことができる。</p>	<p>2～8 (省 略)</p> <p>9 市長は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに、署名簿に署名をした者の総数及び有効と決定した署名（以下「有効署名」という。）の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供しなければならない。</p> <p>10～13 (省 略)</p> <p>(署名の取消し)</p> <p>第8条 署名簿に署名をした者は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、署名簿の署名を取り消すことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第106号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

個人番号を利用することができる事務に生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

豊中市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年豊中市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）		（ 改 正 後 ）	
（個人番号の利用範囲）		（個人番号の利用範囲）	
第3条（省略）		第3条（省略）	
2（省略）		2（省略）	
<p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>		<p>3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの（同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、<u>就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施</u>、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	
4（省略）		4（省略）	
別表第1		別表第1	
	機関		事務
（省略）		（省略）	

(現 行)			(改 正 後)		
5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の <u>支給</u> ，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	5	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施，就労自立給付金若しくは進学準備給付金の <u>支給</u> ， <u>被保護者健康管理支援事業の実施</u> ，保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの
(省 略)			(省 略)		

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

市議案第107号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額を改正するとともに、容積率の特例許可申請手数料を新設するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係				別表第10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) <u>登録住宅性能評価機関が第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係るもの</u></p> <p><u>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計（認定の申請に係る認定対象建築物（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）が200平方メートル以内のものは9,500円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは17,400円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは30,100円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは47,900円、3,000平方メートルを超え5,000平方メー</u></p>	1	第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	<p>(1) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの</u></p> <p><u>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては13,000円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては17,400円</u></p> <p>(2) <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この表において同じ。）に係るもの</u></p> <p><u>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計（認定の申請に係る認定対象建築物（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。</u></p>

(現 行)		(改 正 後)	
		<p>トル以内のものは89,200円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは155,300円,10,000平方メートルを超えるものは269,700円,増改築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が200平方メートル以内のものは13,200円,200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは24,600円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは42,500円,1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは63,600円,3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは117,900円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは203,400円,10,000平方メートルを超えるものは343,100円(認定の申請が共同住宅等に係るものである場合にあっては,これらの金額を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に認定の申請をする場合に限り。以下この項において同じ。)全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは,これを100円に切り上げた額)。ただし,その額が1,600円(増改築基準が適用</p>	<p>以下この項,3の項及び備考の1において同じ。)が500平方メートル以内のものは21,300円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは35,300円,1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは55,200円,3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは97,500円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは163,400円,10,000平方メートルを超えるものは279,700円,増改築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは29,600円,500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは49,900円,1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは77,000円,3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは136,400円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは228,000円,10,000平方メートルを超えるものは387,200円</p> <p>(3) その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係</p>

(現 行)		(改 正 後)	
	<p>される住宅に係る場合は、<u>2,000円</u>)に満たないときは、<u>1,600円</u> (増改築基準が適用される住宅に係る場合は、<u>2,000円</u>)とする。)</p> <p>(2) <u>設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅に係るもの</u></p> <p>床面積の合計が<u>200平方メートル以内</u>のものは<u>22,200円</u>、<u>200平方メートルを超えるものは35,200円</u></p> <p>(3) <u>設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの</u></p> <p>床面積の合計が<u>500平方メートル以内</u>のものは<u>67,300円</u>、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内</u>のものは<u>107,900円</u>、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内</u>のものは<u>205,200円</u>、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内</u>のものは<u>353,300円</u>、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</u>のものは<u>550,300円</u>、<u>10,000平方メートルを超えるものは1,007,400円</u> (これらの金額を当該共同住宅等の認定対象住戸全ての数で除して得た額 (その額に100円未満の端数があるときは、これ</p>		<p>るもの</p> <p>住宅が、<u>新築基準が適用される住宅の場合</u>にあつては<u>73,600円</u>、<u>増改築基準が適用される住宅の場合</u>にあつては<u>108,700円</u></p> <p>(4) <u>その他の共同住宅等に係るもの</u></p> <p>住宅が、<u>新築基準が適用される住宅の場合</u>にあつては床面積の合計が<u>500平方メートル以内</u>のものは<u>130,000円</u>、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内</u>のものは<u>207,000円</u>、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内</u>のものは<u>408,100円</u>、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内</u>のものは<u>730,000円</u>、<u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</u>のものは<u>1,255,000円</u>、<u>10,000平方メートルを超えるものは2,323,700円</u>、<u>増改築基準が適用される住宅の場合</u>にあつては床面積の合計が<u>500平方メートル以内</u>のものは<u>192,700円</u>、<u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内</u>のものは<u>307,300円</u>、<u>1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内</u>のものは<u>606,300円</u>、<u>3,000平方メートルを超え5,000平方メートル</u></p>

(現 行)		(改 正 後)	
	<p>を100円に切り上げた額)。ただし、その額が5,500円に満たないときは、5,500円とする。)</p> <p>(4) <u>その他の住宅に係るもの</u></p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあつては床面積の合計が200平方メートル以内のものは68,800円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは122,400円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは195,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは388,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは696,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは1,199,300円、10,000平方メートルを超えるものは2,223,500円、増改築基準が適用される住宅の場合にあつては床面積の合計が200平方メートル以内のものは106,700円、200平方メートルを超え500平方メートル以内のものは190,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは303,600円、1,000平方メートルを超</p>		<p>以内のものは1,085,000円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは1,865,500円、10,000平方メートルを超えるものは3,453,000円</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>え3,000平方メートル以内のものは599,800円, 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは1,074,100円, 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは1,847,100円, 10,000平方メートルを超えるものは3,419,400円(認定の申請が共同住宅等に係るものである場合にあっては, これらの金額を当該共同住宅等の認定対象住戸全 ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは, これを100円に切り上げた額)。ただし, その額が12,000円(増改築基準が適用される住宅に係る場合は, 18,300円)に満たないときは, 12,000円(増改築基準が適用される住宅に係る場合は, 18,300円)とする。)</p>				
2	第6条第2項 (第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出による建築基準関係規定		(省 略)	2	第6条第2項 (第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出による建築基準関係規定		(省 略)

(現 行)			(改 正 後)		
の適合審査を伴う第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査			の適合審査を伴う第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		
3 第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 登録住宅性能評価機関が第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた住宅に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては1,600円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては2,300円</p> <p>(2) 設計住宅性能評価書(変更の認定の申請に係るものに限る。)が交付された住宅に係るもの の 5,500円</p> <p>(3) その他の住宅に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては12,000円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては18,600円(第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,200円(変更の</p>	3 第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては1,900円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては2,700円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの 住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは3,700円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは6,500円、1,000平方メートルを超え3,</p>

(現 行)				(改 正 後)			
			<p>認定の申請が共同住宅等に係るものである場合にあっては、2,200円を当該共同住宅等の認定対象住戸（同時に変更の認定の申請をする場合に限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）。ただし、その額が100円に満たないときは、100円とする。）</p>				<p>000平方メートル以内のものは9,500円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは17,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは29,800円、10,000平方メートルを超えるものは49,300円、増改築基準が適用される住宅の場合にあっては床面積の合計が500平方メートル以内のものは5,600円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは9,900円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは14,300円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは26,300円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは44,800円、10,000平方メートルを超えるものは74,100円（変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合にあっては、これらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこれらの金額を超える場合にあっては、これらの金額と</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							<p>する。)</p> <p>(3) <u>その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの</u></p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあつては12,700円、増改築基準が適用される住宅の場合にあつては18,900円(第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更については、2,300円)</p> <p>(4) <u>その他の共同住宅等に係るもの</u></p> <p>住宅が、新築基準が適用される住宅の場合にあつては床面積の合計が500平方メートル以内のものは23,300円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のものは37,700円、1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは73,800円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは134,500円、5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは233,800円、10,000平方メートルを超えるものは431,600円、増改築基準が適用される住宅の場合にあつては床面積の合計が500平方メートル以内のものは35,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以</p>

(現 行)				(改 正 後)			
							<p>内のものは56,600円,1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のものは110,900円,3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のものは201,800円,5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のものは350,800円,10,000平方メートルを超えるものは647,500円(変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合にあつてはこれらの金額を認定対象住戸全ての数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは,これを100円に切り上げた額)(に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額(その額がこれらの金額を超える場合にあつては,これらの金額),第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合にあつては2,300円)</p>
4	第9条第1項の規定による第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定	(省 略)		4	第9条第1項又は第3項の規定による第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の	(省 略)	

(現 行)		(改 正 後)	
	の申請に対する審査		変更の認定の申請に対する審査
(省 略)		(省 略)	
6	第5条第1項から第3項までの認定、第8条第1項の変更の認定又は第10条の承認を受けている者であることの証明	6	第5条第1項から第5項までの認定、第8条第1項の変更の認定又は第10条の承認を受けている者であることの証明
		7	第18条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査
		容積率の特例許可の申請に対する審査	160,000円
備考		備考	
<p>1 この表において「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。</p>		<p>1 この表において「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以内のものをいう。</p>	

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 この表において「<u>設計住宅性能評価書</u>」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する<u>設計住宅性能評価書</u>をいう。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5 <u>この表において「適合判定通知書」とは、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。</u></p> <p>6～8 (省 略)</p> <p>9 この表の2の項の(2)ア及びイの床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、適合判定通知書又は建築基準法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕(同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)をし、若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>10 備考の8及び備考の9に定めるもののほか、この表の2の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の算定方法は、豊中市建</p>	<p>2 この表において「<u>住宅性能評価書</u>」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する<u>住宅性能評価書</u>をいう。</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>8 この表の2の項の(2)ア及びイの床面積の合計は、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計とする。ただし、適合判定通知書(建築基準法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書をいう。)又は同法第18条の2第1項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物を建築し、又は大規模の修繕(同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)をし、若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積(床面積の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積に2を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積を加えた面積)に0.5を乗じて得た面積とする。</p> <p>9 備考の7及び備考の8に定めるもののほか、この表の2の項の(1)の床面積の合計及び同項の(2)ア及びイの床面積の算定方法は、豊中市建</p>

(現 行)	(改 正 後)
築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。	築基準法施行条例第64条第10項の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例による改正後の手数料条例別表第10の1の項及び3の項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

市議案第108号

豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例の設定について

豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

民法の改正による成年年齢の引下げに伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊中市子ども医療費の助成に関する条例（平成5年豊中市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(医療証の交付申込み等)</p> <p>第6条 子ども（第3条第2項各号のいずれかに該当する対象者を除く。以下この条及び第8条において同じ。）の保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>子どもは、市規則で定めるところにより、医療証の交付を市長に申し込むことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その資格を審査し、資格を有すると認めるときは、当該申込みを行った<u>保護者又は婚姻により成年に達したものとみなされる子ども</u>に対し、医療証を交付する。</p> <p>3 前項の場合において、保護者に医療証を交付した後に、子どもが<u>婚姻により成年に達したものとみなされた</u>ときは、当該子どもに医療証を交付したものとみなす。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 この条例による子ども医療費の助成を受けようとする子どもの保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>子どもは、市規則で定めるところにより、市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 子ども医療費の助成は、第4条第1項の規定により助成すべき額に相当する金額を市長が大阪府内に所在する健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことによって行う。ただし、</p>	<p>(医療証の交付申込み等)</p> <p>第6条 子ども（第3条第2項各号のいずれかに該当する対象者を除く。以下この条及び第8条において同じ。）の保護者又は<u>成年に達した子ども</u>は、市規則で定めるところにより、医療証の交付を市長に申し込むことができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その資格を審査し、資格を有すると認めるときは、当該申込みを行った保護者又は<u>成年に達した子ども</u>に対し、医療証を交付する。</p> <p>3 前項の場合において、保護者に医療証を交付した後に、子どもが<u>成年に達した</u>ときは、当該子どもに医療証を交付したものとみなす。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第7条 この条例による子ども医療費の助成を受けようとする子どもの保護者又は<u>成年に達した子ども</u>は、市規則で定めるところにより、市長に申し込まなければならない。</p> <p>2 子ども医療費の助成は、第4条第1項の規定により助成すべき額に相当する金額を市長が大阪府内に所在する健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項の指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に支払うことによって行う。ただし、</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>前条の規定による申込みのあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定による申込みを行った保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>子どもに支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 第6条の規定により医療証の交付を受けている保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>子どもは、保険医療機関等において、前条第2項の規定の適用を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第11条 医療証の交付を受けた保護者又は<u>婚姻により成年に達したものとみなされる</u>対象者は、対象者の住所、氏名その他市規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>前条の規定による申込みのあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定による申込みを行った保護者又は<u>成年に達した子ども</u>に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(医療証の提示)</p> <p>第8条 第6条の規定により医療証の交付を受けている保護者又は<u>成年に達した子ども</u>は、保険医療機関等において、前条第2項の規定の適用を受けようとするときは、当該保険医療機関等に医療証を提示しなければならない。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第11条 医療証の交付を受けた保護者又は<u>成年に達した対象者</u>は、対象者の住所、氏名その他市規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

市議案第109号

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和3年（2021年）11月29日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

介護サービス事業者等が整備すべき介護の提供等に関する記録の保存期間の起算日その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第69号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 訪問介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問介護を提供した日</u></p> <p>(5) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定訪問介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存し</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 訪問介護計画</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第58条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければなら</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>なければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問入浴介護を提供した日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問入浴介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定訪問入浴介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 <u>当該文書に係る指定訪問看護を提供した日</u></p> <p>(2) 訪問看護計画書 <u>当該計画書の完了の日</u></p> <p>(3) 訪問看護報告書 <u>当該報告書に係る指定訪問看護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問看護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>ない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第78条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 訪問看護計画書</p> <p>(3) 訪問看護報告書</p> <p>(4) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問看護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定訪問看護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第88条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 訪問リハビリテーション計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定訪問リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定訪問リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第88条 (省 略)</p> <p>2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 訪問リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第97条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (省 略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定通所介護を提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p>	<p>第97条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第112条 (省 略)</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定通所介護を提供した日</u></p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定通所介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (省 略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 通所リハビリテーション計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第167条 (省 略)</p>	<p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第145条 (省 略)</p> <p>2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第167条 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所療養介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p>	<p>2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 短期入所療養介護計画</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第236条 (省 略)</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 特定施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係</u></p>	<p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第236条 (省 略)</p> <p>2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>る指定特定施設入居者生活介護を提供した日</p> <p>(4) 第233条第3項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第247条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 <u>当該報告の日</u></p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を</u></p>	<p>(4) 第233条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第247条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 福祉用具貸与計画 <u>当該計画完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録 <u>当該記録に係る指定福祉用具貸与を提供した日</u></p>	<p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 福祉用具貸与計画</p> <p>(2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定福祉用具貸与を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定福祉用具貸与を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (省 略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定福祉用具販売計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定福祉用具販売を提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定福祉用具販売を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定特定福祉用具販売を提供した日</u></p>	<p>(4) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第275条 (省 略)</p> <p>2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 特定福祉用具販売計画</p> <p>(2) 第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第27条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年豊中市条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 <u>当該記録に係る居宅サービス計画の完了の日</u></p> <p>(2) 個々の利用者ごとに居宅サービス計画、第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録、同条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録及び同条第14号に規定するモニタリングの結果の記録を記載した居宅介護支援台帳 <u>当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日</u></p> <p>(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定居宅介護支援又は指定居宅サービス等を提供した日</u></p> <p>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録を作成した日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第16条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに居宅サービス計画、第16条第7号に規定するアセスメントの結果の記録、同条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録及び同条第14号に規定するモニタリングの結果の記録を記載した居宅介護支援台帳</p> <p>(3) 第19条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日</u></p> <p>(3) 第26条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 <u>当該文書に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日</u></p> <p>(4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書 <u>当該報告書に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日</u></p> <p>(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日</u></p> <p>(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第43条 (省 略)</p> <p>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>(2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第26条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書</p> <p>(5) 第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第59条 (省 略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) 夜間対応型訪問介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定夜間対応型訪問介護を提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定夜間対応型訪問介護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定夜間対応型訪問介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型通所介護を提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記</p>	<p>(1) 夜間対応型訪問介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の19 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 地域密着型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>録 <u>当該記録に係る指定地域密着型通所介護を提供した日</u></p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型通所介護を提供した日</u></p> <p>(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の38 (省 略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定療養通所介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定療養通所介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定療養通所介護を提供した日</u></p>	<p>録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第60条の38 (省 略)</p> <p>2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 療養通所介護計画</p> <p>(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型通所介護を提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型通所介護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型通所介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能</p>	<p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第80条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型通所介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第60条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第108条 (省 略)</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 居宅サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第128条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に</u></p>	<p>型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第93条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第128条 (省 略)</p> <p>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>定める日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第149条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次の各号</u>に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の</p>	<p>5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第116条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第118条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第149条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する<u>次に掲げる</u>記録を整備し、<u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 地域密着型特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第137条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p>	<p>記録</p> <p>(3) 第139条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第147条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第178条 (省 略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 地域密着型施設サービス計画</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 居宅サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p>	<p>(2) 第157条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第159条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第203条 (省 略)</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 居宅サービス計画</p> <p>(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 <u>当該文書に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(5) 第201条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書 <u>当該報告書に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p>	<p>(3) 第199条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第200条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(5) 第201条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書</p> <p>(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(8) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(10) 次条において準用する第60条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p>

(豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問入浴介護を提供した日</u></p> <p>(2) 第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問入浴介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問入浴介護を提供した日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第56条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの<u>内容等</u>の記録</p> <p>(2) 第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>
<p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 <u>当該文書に係る指定介護予防訪問看護を提供した日</u></p> <p>(2) 介護予防訪問看護計画書 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(3) 介護予防訪問看護報告書 <u>当該報告書に係る指定介護予防訪問看護</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第74条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第78条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>(2) 介護予防訪問看護計画書</p> <p>(3) 介護予防訪問看護報告書</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第5 1 条の1 3 第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問看護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第5 2 条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第5 5 条の1 0 第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問看護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第8 4 条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第5 1 条の1 3 第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第5 2 条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第5 5 条の8 第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日</u></p>	<p>(4) 次条において準用する第5 1 条の1 3 第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第5 2 条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第5 5 条の1 0 第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第8 4 条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防訪問リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第5 1 条の1 3 第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第5 2 条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第5 5 条の8 第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防居宅療養管理指導を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第93条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第123条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防通所リハビリテーションを提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第142条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係</u></p>	<p>(1) 介護予防通所リハビリテーション計画</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第142条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所生活介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第137条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>る指定介護予防短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所生活介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第181条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所療養介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等</p>	<p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第181条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防短期入所療養介護計画</p> <p>(2) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第178条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防短期入所療養介護を提供した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第217条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況</p>	<p>の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第217条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第214条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5, 第51条の6, 第52条の2から第54条まで, 第55条の2の2, 第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。), 第121条の4及び第140条の2の規定は, 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第53条, 第55条の2の2第2項, 第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と, 同項中「第55条」とあるのは「第213条」と, 第140条の2第2項第1号及び第3号中「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第234条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は, 利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し, <u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録 <u>当該報告の日</u></p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記</p>	<p>及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第218条 第51条の5, 第51条の6, 第52条の2から第54条まで, 第55条の2の2, 第55条の4から第55条の11まで(第55条の9第2項を除く。), 第121条の4及び第140条の2の規定は, 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第53条, 第55条の2の2第2項, 第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と, 同項中「第55条」とあるのは「第213条」と, 第140条の2第2項第1号及び第3号中「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防特定施設従業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第234条 (省 略)</p> <p>2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は, 利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, <u>その完結の</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 介護予防特定施設サービス計画</p> <p>(2) 第236条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録</p> <p>(3) 前条第8項に規定する結果等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した日</u></p> <p>(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録 <u>当該記録を行った日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第248条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防福祉用具</u></p>	<p>録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(7) 次条において準用する第210条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(8) 次条において準用する第212条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(9) 次条において準用する第214条第3項に規定する結果等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第248条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 次条において準用する第51条の13第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>貸与を提供した日</u></p> <p>(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録 <u>当該記録の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防福祉用具貸与を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防福祉用具貸与を提供した日</u></p> <p>(6) 第252条第2項に規定する介護予防福祉用具貸与計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する<u>次の各号に定める記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日</u></p> <p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況</p>	<p>(2) 第246条第4項に規定する結果等の記録</p> <p>(3) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 第252条第2項に規定する介護予防福祉用具貸与計画</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第262条 (省 略)</p> <p>2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 第259条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 次条において準用する第52条の3に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第55条の8第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第55条の10第2項に規定する事故の状況</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定特定介護予防福祉用具販売を提供した日</u></p> <p>(5) 第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画 <u>当該計画の完了の日</u></p>	<p>及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(5) 第266条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画</p>

(豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年豊中市条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 <u>当該記録に係る介護予防サービス計画の完了の日</u></p> <p>(2) 個々の利用者ごとに介護予防サービス計画、第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録、同条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録、同条第15号に規定する評価の結果の記録及び同条第16号に規定するモニタリングの結果の記録を記載した介護予防支援台帳 <u>当該記録等に係る介護予防サービス計画の完了の日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに介護予防サービス計画、第33条第7号に規定するアセスメントの結果の記録、同条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録、同条第15号に規定する評価の結果の記録及び同条第16号に規定するモニタリングの結果の記録を記載した介護予防支援台帳</p>

(現 行)	(改 正 後)
(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u> (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防支援又は指定介護予防サービス等を提供した日</u> (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録を作成した日</u>	(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録 (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年豊中市条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
(記録の整備) 第41条 (省 略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する <u>次の各号</u> に掲げる記録を整備し、 <u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u> (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 <u>当該計画の完了の日</u> (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日</u> (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u> (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日</u>	(記録の整備) 第41条 (省 略) 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 <u>その完結の日</u> から5年間保存しなければならない。 (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画 (2) 第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 (3) 第25条に規定する市への通知に係る記録 (4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(現 行)	(改 正 後)
<p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日</u></p> <p>(6) 前条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は, 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し, <u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事</p>	<p>(5) 第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(6) 前条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第65条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は, 利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し, <u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画</p> <p>(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>(3) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第54条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間, その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日</u></p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る指定介護予防認</u></p>	<p>故に際して採った処置についての記録</p> <p>(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第86条 (省 略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する<u>次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画</p> <p>(2) 第77条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第79条第2項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 次条において準用する第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p style="text-align: center;"><u>知症対応型共同生活介護を提供した日</u></p> <p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録 <u>当該記録を作成した日</u></p>	<p>(7) 次条において準用する第40条第2項に規定する報告, 評価, 要望, 助言等の記録</p>

(豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 処遇計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 処遇計画</p> <p>(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第29条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 豊中市指定介護老人福祉施設の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（記録の整備）</p> <p>第43条（省略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>（1）施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>（2）第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>（3）第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>（4）第25条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>（5）第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>（6）第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第43条（省略）</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は，入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>（1）施設サービス計画</p> <p>（2）第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>（3）第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間，その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>（4）第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>（5）第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>（6）第41条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

（豊中市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 豊中市介護老人保健施設の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（平成24年豊中市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(5) 第25条に規定する市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(7) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>(3) 第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 第25条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 入所者の処遇に関する計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る処遇を行った日</u></p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 入所者の処遇に関する計画</p> <p>(2) 行った具体的な処遇の内容等の記録</p> <p>(3) 第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

(豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年豊中市条例第68号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>当該各号に定める</u>日から5年間保存しなければならない</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日</u>から5年間保存しなければならない。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>い。</p> <p>(1) 入所者に提供するサービスに関する計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p>	<p>(1) 入所者に提供するサービスに関する計画</p> <p>(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第18条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(4) 第32条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 第34条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第3項の記録</p>

(豊中市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第12条 豊中市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年豊中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に，傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，<u>当該各号に定める日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 施設サービス計画 <u>当該計画の完了の日</u></p> <p>(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことがで</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第42条 (省 略)</p> <p>2 介護医療院は，入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し，<u>その完結の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことがで</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>きるかどうかについての検討の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(5) 第25条の規定による市への通知に係る記録 <u>当該通知の日</u></p> <p>(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p> <p>(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係るサービスを提供した日</u></p>	<p>きるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>(5) 第25条の規定による市への通知に係る記録</p> <p>(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(7) 第40条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条中豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第218条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第42条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第58条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第145条第2項、第167条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第203条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第236条第2項、第247条第2項、第262条第2項（新指定居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。）及び第275条第2項、第2条の規定による改正後の豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）

第32条第2項（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。）第43条第2項、第59条第2項、第60条の19第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の38第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項（新指定地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）及び第203条第2項、第4条の規定による改正後の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第56条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第123条第2項、第142条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3及び172条において準用する場合を含む。）、第181条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第217条第2項、第234条第2項、第248条第2項（新指定介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。）及び第262条第2項、第5条の規定による改正後の豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第2項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第41条第2項、第65条第2項及び第86条第2項、第7条の規定による改正後の豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例第10条第2項、第8条の規定による改正後の豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第43条第2項（新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正後の豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第42条第2項（新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正後の豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第10条第2項（新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、第11条の規定による改正後の豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例第10条第2項並びに第12条の規定による改正後の豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第42条第2項（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の際、第1条の規定による改正前の豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第42条第2項（旧指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第58条第

2項（旧指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第78条第2項、第88条第2項、第97条第2項、第112条第2項（旧指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第145条第2項、第167条第2項（旧指定居宅サービス等基準条例第181条、第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第203条第2項（旧指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。）、第236条第2項、第247条第2項、第262条第2項（旧指定居宅サービス等基準条例第265条において準用する場合を含む。）及び第275条第2項、第2条の規定による改正前の豊中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅介護支援等基準条例」という。）第32条第2項（旧指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正前の豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第43条第2項、第59条第2項、第60条の19第2項（旧指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。）、第60条の38第2項、第80条第2項、第108条第2項、第128条第2項、第149条第2項、第178条第2項（旧指定地域密着型サービス基準条例第191条において準用する場合を含む。）及び第203条第2項、第4条の規定による改正前の豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第56条第2項（旧指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第74条第2項、第84条第2項、第93条第2項、第123条第2項、第142条第2項（旧指定介護予防サービス等基準条例第160条、第165条の3及び172条において準用する場合を含む。）、第181条第2項（旧指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。）、第217条第2項、第234条第2項、第248条第2項（旧指定介護予防サービス等基準条例第254条において準用する場合を含む。）及び第262条第2項、第5条の規定による改正前の豊中市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防支援等基準条例」という。）第31条第2項（旧指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正前の豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第41条第2項、第65条第2項及び第86条第2項、第7条の規定による改正前の豊中市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項、第8条の規定による改正前の豊中市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第43条第2項（旧指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。）、第9条の規定による改正前の豊中市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「旧介護老人保健施設基準条例」という。）第42条第2項（旧介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。）、第10条の規定による改正前の豊中市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧特別養護老人ホ

ーム基準条例」という。)第10条第2項(旧特別養護老人ホーム基準条例第43条,第49条及び第53条において準用する場合を含む。),第11条の規定による改正前の豊中市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第2項並びに第12条の規定による改正前の豊中市介護医療院の人員,施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「旧介護医療院基準条例」という。)第42条第2項(旧介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。)の規定により保存することとされている記録であって,当該保存期間が満了していないものについても適用する。

市議案第 1 1 0 号

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 3 年（2 0 2 1 年） 1 1 月 2 9 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

母子父子福祉センターの改築に伴い，仮移転による母子父子福祉センターの位置の変更を行うとともに，施設を一般の利用に供する事業を休止するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立母子父子福祉センター条例の一部を改正する条例

豊中市立母子父子福祉センター条例（昭和51年豊中市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 位置 <u>豊中市中桜塚2丁目29番31号</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例の施行期日は、市規則で定める。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 母子・父子福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 位置 <u>豊中市中桜塚2丁目28番8号</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1. この条例の施行期日は、市規則で定める。</u></p> <p><u>2. 当分の間、第3条の規定にかかわらず、同条第5号に掲げる事業は、行わないものとする。</u></p>

附 則

この条例の施行期日は、市規則で定める。

市議案第 1 1 1 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和 3 年（2021 年）11 月 29 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法等の改正に伴い，未就学児に係る国民健康保
険料の被保険者均等割額の減額措置を講じるとともに，その他
所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>16,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（<u>第16条第1項</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第4項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第9項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第4条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに<u>12,000円</u>を加算するものとする。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち退職被保険者等（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。）に係る基礎賦課額（<u>第16条及び第16条の3</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>ウ <u>法第81条の2第5項</u>の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ <u>法第81条の2第10項第2号</u>に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>オ・カ (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条第1項の規</p>	<p>オ・カ (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (省 略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条及び第16条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第16条の規定によ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(保険料の減額)</u></p> <p>第16条 (省 略)</p>	<p>り介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(低所得者の保険料の減額)</u></p> <p>第16条 (省 略)</p> <p><u>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする(第4項に定める場合を除く。)</u></p> <p><u>2 第11条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第16条</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項において準用する第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>5 第11条第2項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5又は第11条の5の8」と、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と、前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と読み替えるものとする。</u></p>

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定及び次項の規定は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第16条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。

市議案第 1 1 2 号

豊中市都市景観条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市都市景観条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 3 年（2 0 2 1 年） 1 1 月 2 9 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

景観計画の変更に伴い，新千里西町 3 丁目地区内における建築物の新築その他の行為の規制に関する事項を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市都市景観条例の一部を改正する条例

豊中市都市景観条例（平成12年豊中市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)		
別表第1			別表第1		
	区域	行為		区域	行為
1	新千里南町2丁目地区(景観計画区域のうち,都市景観形成推進地区(新千里南町2丁目地区)として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	(1) (省 略) (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(市規則で定める修繕若しくは模様替又は色彩の変更に限る。 <u>7の項第2号</u> において同じ。) (3) (省 略) (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(市規則で定める修繕若しくは模様替又は色彩の変更に限る。 <u>7の項第4号</u> において同じ。) (5) 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。 <u>7の項第5号</u> において同じ。)	1	新千里南町2丁目地区(景観計画区域のうち,都市景観形成推進地区(新千里南町2丁目地区)として景観計画に定める区域をいう。以下同じ。)	(1) (省 略) (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(市規則で定める修繕若しくは模様替又は色彩の変更に限る。 <u>8の項第2号</u> において同じ。) (3) (省 略) (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(市規則で定める修繕若しくは模様替又は色彩の変更に限る。 <u>8の項第4号</u> において同じ。) (5) 1,000平方メートル以上の規模の開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。 <u>8の項第5号</u> において同じ。)
	(省 略)			(省 略)	
			7	新千里西町3丁目地区(景観計画区域のうち,都市景観形成推進地区(新千里	<u>1の項各号</u> に掲げる行為

(現 行)		(改 正 後)	
		(省 略)	
7 (省 略)		8 (省 略)	
別表第 2		別表第 2	
	区域		行為
(省 略)		(省 略)	
7	前各項に掲げる区域以外の景観計画区域	新千里西町 3 丁目地区	別表第 1 の 1 の項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為
	別表第 1 の 7 の項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為	8	前各項に掲げる区域以外の景観計画区域
			別表第 1 の 8 の項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 2 月 2 4 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和 4 年 1 月 2 3 日までの間に新千里西町 3 丁目地区(この条例による改正後の豊中市都市景観条例(以下「改正後の条例」という。)別表第 1 の 7 の項に規定する新千里西町 3 丁目地区をいう。)内において着手する同表の 1 の項各号に掲げる行為であって、この条例による改正前の豊中市都市景観条例別表第 1 の 7 の項各号に掲げる行為のいずれにも該当しないものについては、改正後の条例第 2 0 条及び別表第 1 の 7 の項の規定にかかわらず、景観法(平成 1 6 年法律第 1 1 0 号)第 1 6 条第 7 項第 1 1 号の条例で定める行為とする。